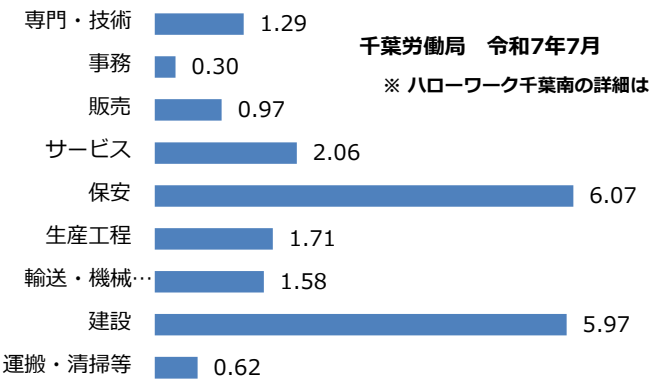
月刊 ハローワークちばみなみ
Hello Work Chibaminami information
9
2025

Contents

1　キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）のご案内　P1,P2
2　千葉県最低賃金改正のお知らせ　P3
3　有効求人倍率、求人・求職の推移　P3
4　賃金情報（バランスシート）　P4

職業別有効求人倍率



千葉労働局　令和7年7月

※ ハローワーク千葉南の詳細はＰ４

1 キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）のご案内

年収の壁対策

キャリアアップ助成金

労働者１人につき最大75万円助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、 **処遇改善につながる！**

事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**



・政府広報オンライン「年収の壁・支援強化パッケージ」を加工して作成

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	※小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	―	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5％以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	※小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	―	25万円	20万円	15万円
―	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

社会保険加入時点の取り組み内容（１年目）と２年目の取り組み実施後（２年目）で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

注意点　対象となる労働者は、社会保険の加入日の６か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※１を満たす方はいますか。

はい

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。
① 社会保険加入日の６か月前の日以前から継続して雇用されている。
② 社会保険加入日から過去２年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

その労働者は、社会保険加入日から２か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※2ができますか。

はい → **短時間労働者労働時間延長支援コース**

いいえ

上記の要件に満たない場合でも、その労働者は週所定労働時間を一定時間延長することなどができますか。または、その労働者の社会保険加入日から最長２年間の手当※3等を支給した上で、その後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい → **社会保険適用時処遇改善コースの活用が考えられます**

いいえ → **支給要件には該当しません**

いいえ → **支給要件には該当しません**

いいえ → **支給要件には該当しません**

※１ **従業員51人以上の企業等**では、週の所定労働時間が**20時間以上**かつ所定内賃金が**月額8.8万円以上**であること。（学生を除く）
従業員50人以下の企業等では、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が**フルタイム従業員の3/4以上**であること。
なお、労使合意により任意に短時間労働者を適用する場合には、週の所定労働時間が**20時間以上**かつ所定内賃金が**月額8.8万円以上**の方も被保険者となります。
（注）従業員数は**厚生年金の適用対象者**（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上の者）の合計です。

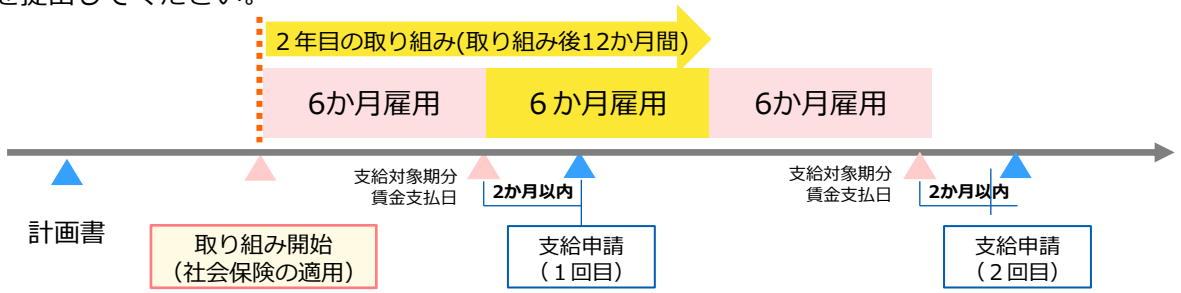
※２ 表面の支給要件をご覧ください。

※３ **社会保険適用促進手当**（労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する手当。標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の社会保険料相当額を上限として、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない。）

申請手続き

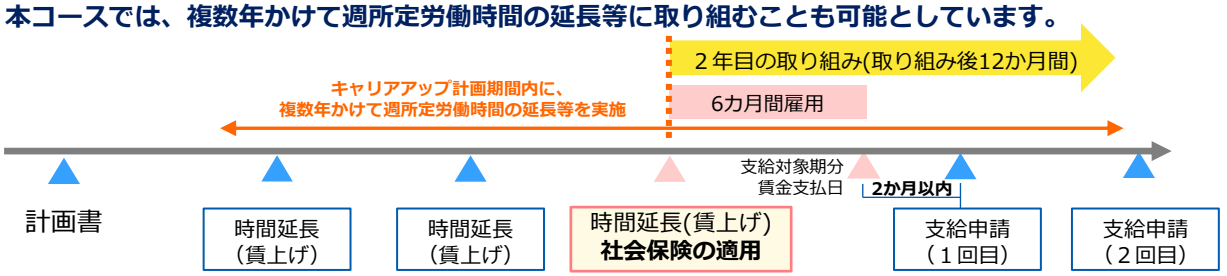
- **コース実施の前日**までに、**キャリアアップ計画書**を作成し、管轄労働局へ提出してください。
（現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画書を提出している場合は提出の必要はありません。）
- **支給申請**は、支給対象期分の賃金を支給した日の翌日から起算して２か月以内に支給申請書を提出してください。

基本的な流れ



複数年かけて週労働時間の延長等に取り組む場合の流れ

本コースでは、複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組むことも可能としています。



○ **キャリアアップ助成金の詳細については、千葉労働局職業対策課分室までお問合せください。**

【☎ 043-441-5678】 受付時間 平日8:30～17:15（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）

千葉県最低賃金改正のお知らせ

1　改正内容などについて

○　千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されました。

令和７年１０月３日から

時間額　１，１４０円（従来の 1,076 円から 64 円引上げ）



最低賃金制度のマスコット　チェックマん

○　使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

○　賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。

その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

例　月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します（日給に加え、月額手当が支払われる場合）。

・日給 8,000 円（1 日の所定労働時間 8 時間 00 分）

8,000 円÷8 時間＝1,000 円

・これに加え職能手当が月額 40,000 円（1 年間における 1 か月平均所定労働時間数 160 時間）

40,000 円÷160 時間＝250 円

・1,000 円＋250 円＝1,250 円　←千葉県最低賃金 1,140 円以上であるので OK

2　特例、助成金などについて

○　最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。

○　「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。

○　賃金引上げの支援策として業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。

【業務改善助成金】　【キャリアアップ助成金】　【「賃上げ」支援助成金パッケージ】

○　「千葉働き方改革推進支援センター」では、労働関係助成金の活用や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っています。相談は無料ですので、御利用ください。

（照会先：千葉働き方改革推進支援センター　電話：０１２０－１７４－８６４）

【お問い合わせ先】　最低賃金の詳しい内容につきましては

千葉労働局労働基準部賃金室（☎０４３－２２１－２３２８）または**最寄りの労働基準監督署**まで

千葉県の 最低賃金

◆千葉県最低賃金

令和７年10月３日から

時間額 **1,140** 円

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
- ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

◆特定最低賃金

鉄　　鋼　　業	**時間額** **1,210円**	**令和７年** **12月25日から**	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）１８歳未満又は６５歳以上の者 （２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	**時間額** **1,169円**	**令和７年** **12月25日から**	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は上記に同じ （４）次に掲げる業務に主として従事する者 イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ　塗油、検品の業務 ハ　手作業による袋詰め、包装の業務 ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務

あなたの賃金は大丈夫？



最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
② １か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤ 午後10時から午前５時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



キャリアアップ助成金などの「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。

キャリアアップ助成金

「千葉働き方改革推進支援センター」では、労働関係助成金の活用や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っていますので、ご利用ください。
（照会先：千葉働き方改革推進支援センター　☎ ０１２０-１７４-８６４

「賃上げ」支援助成金パッケージ

【お問い合わせ】　最低賃金の詳しい内容については
千葉労働局賃金室 ☎ ０４３-２２１-２３２８ または最寄りの労働基準監督署へ

2 千葉県最低賃金改正のお知らせ

○　千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。

令和7年10月3日から　時間額　1,140円　（従来の1,076円から64円引き上げ）

○　使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

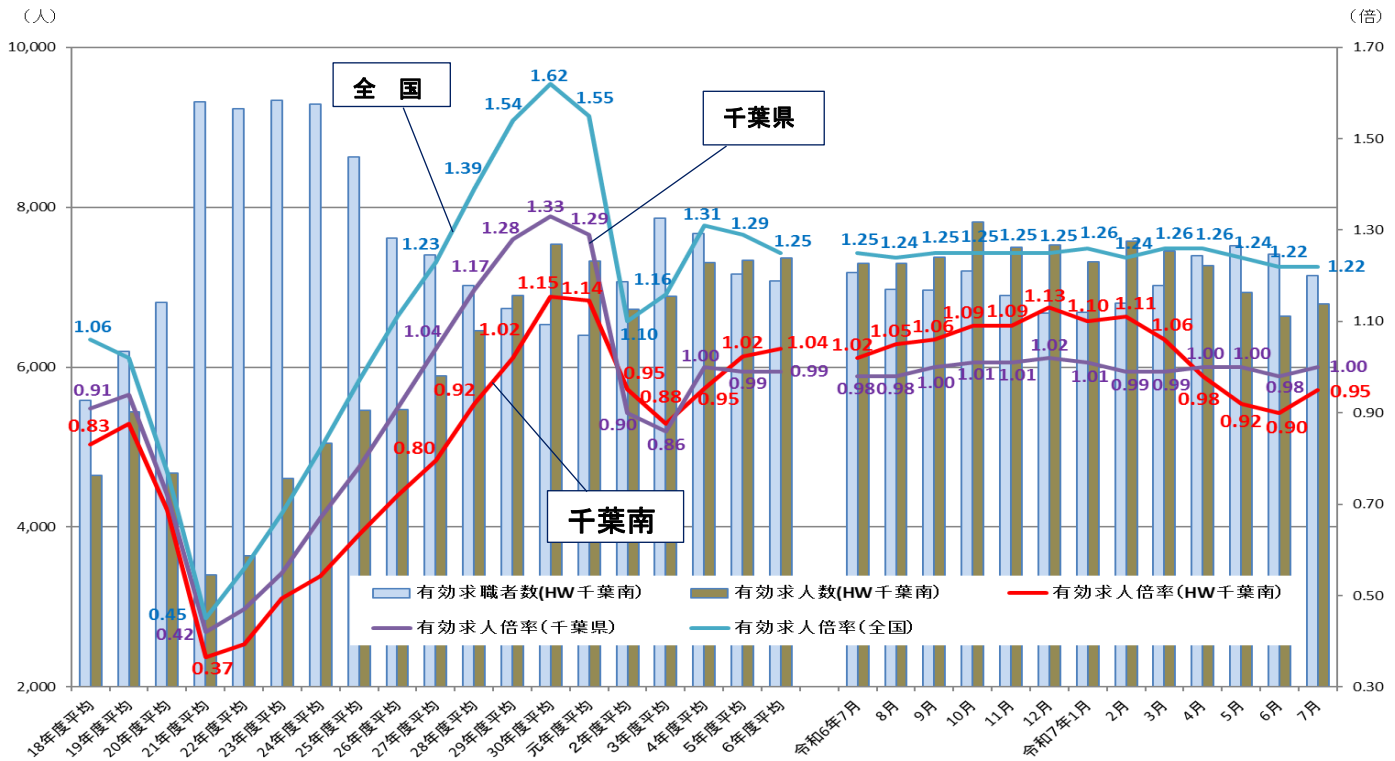
○　賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

○「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。

☆　詳しくは千葉労働局労働基準部賃金室（☎043－221－2328）または最寄りの労働基準監督署 へお問い合わせください。

千葉労働局　検索

3 有効求人倍率、求人・求職の推移



（注）1. 月別の数値は季節調整値である。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれる。

■求人・求職の動向

ハローワーク千葉南の令和7年7月の有効求人数は前年同月比6.9%減少、有効求職者数は同0.5%減少しました。有効求人倍率は0.95倍で、前年同月比0.07ポイント低下、前月比では0.05ポイント上昇しました。新規求人数は前年同月比5.8%減少、新規求職者数は同2.2%増加しました。なお、全国の有効求人倍率は1.22倍、千葉県は1.00倍でした。

4 賃金情報（バランスシート）

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南
2025年07月

常用的フルタイム			常用的フルタイム（月額：円）			職種	常用的パートタイム			常用的パートタイム（時間：円）		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金
4,385	**4,295**	**1.02**	**302,827**	**231,590**	**245,730**	**職業計**	**2,129**	**2,824**	**0.75**	**1,459**	**1,259**	**1,216**
9	**26**	**0.35**	**260,000**	**260,000**	**300,000**	**A管理的職業従事者**	**0**	**4**	**－**	**0**	**0**	**1,500**
0	1	－	0	0	0	01管理的公務員	0	2	－	0	0	1,500
0	2	－	0	0	0	02法人・団体役員	0	0	－	0	0	0
7	13	0.54	260,000	260,000	0	03法人・団体管理職員	0	0	－	0	0	0
2	10	0.20	0	0	300,000	04その他の管理的職業従事者	0	2	－	0	0	0
811	**610**	**1.33**	**330,624**	**253,093**	**272,952**	**B専門的・技術的職業従事者**	**330**	**285**	**1.16**	**1,726**	**1,482**	**1,610**
2	6	0.33	0	0	0	05研究者	0	4	－	0	0	3,000
0	2	－	0	0	300,000	06農林水産技術者	0	1	－	0	0	0
15	23	0.65	388,333	246,667	380,000	07製造技術者（開発）	0	8	－	0	0	2,433
8	51	0.16	229,700	206,550	253,333	08製造技術者（開発を除く）	0	17	－	0	0	1,300
183	38	4.82	411,069	266,091	293,750	09建築・土木・測量技術者	3	8	0.38	1,846	1,538	1,500
40	110	0.36	350,000	275,000	289,333	10情報処理・通信技術者	0	18	－	0	0	1,267
8	5	1.60	317,500	253,000	0	11その他の技術者	6	4	1.50	0	0	4,200
5	4	1.25	380,000	320,000	0	12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	5	14	0.36	2,375	2,000	2,000
146	88	1.66	322,551	258,066	294,000	13保健師，助産師，看護師	93	68	1.37	1,937	1,727	1,558
66	25	2.64	321,499	259,209	292,000	14医療技術者	46	9	5.11	1,944	1,659	1,650
26	30	0.87	295,683	220,717	210,000	15その他の保健医療従事者	13	11	1.18	1,656	1,236	2,000
283	81	3.49	315,396	250,825	239,412	16社会福祉専門職業従事者	146	72	2.03	1,351	1,196	1,185
1	1	1.00	311,740	253,534	0	17法務従事者	0	1	－	0	0	0
2	7	0.29	431,667	287,500	0	18経営・金融・保険専門職業従事者	0	2	－	0	0	0
11	12	0.92	344,732	246,805	283,333	19教員	17	8	2.13	2,342	1,783	1,200
0	0	－	0	0	0	20宗教家	0	0	－	0	0	0
0	4	－	0	0	280,000	21著述家，記者，編集者	0	4	－	0	0	3,500
2	66	0.03	200,000	200,000	246,154	22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	0	12	－	0	0	0
0	1	－	0	0	0	23音楽家，舞台芸術家	0	0	－	0	0	0
13	56	0.23	246,667	246,667	262,857	24その他の専門的職業従事者	1	24	0.04	0	0	1,345
319	**1,250**	**0.26**	**249,267**	**209,371**	**226,359**	**C事務従事者**	**171**	**754**	**0.23**	**1,282**	**1,178**	**1,185**
201	1,054	0.19	234,696	202,023	219,610	25一般事務従事者	93	639	0.15	1,312	1,198	1,185
36	72	0.50	359,081	286,858	236,875	26会計事務従事者	11	41	0.27	1,500	1,283	1,206
34	29	1.17	313,429	223,543	281,429	27生産関連事務従事者	6	17	0.35	1,131	1,090	1,090
10	55	0.18	261,500	204,000	254,545	28営業・販売事務従事者	5	17	0.29	1,080	1,080	1,200
0	0	－	0	0	0	29外勤事務従事者	1	0	－	0	0	0
35	13	2.69	228,260	228,260	245,000	30運輸・郵便事務従事者	3	4	0.75	1,100	1,100	1,300
3	27	0.11	194,487	177,820	260,000	31事務用機器操作の職業	52	36	1.44	1,143	1,076	1,100
284	**213**	**1.33**	**299,438**	**226,317**	**271,765**	**D販売従事者**	**37**	**122**	**0.30**	**1,276**	**1,196**	**1,164**
140	99	1.41	296,145	219,530	222,308	32商品販売従事者	35	103	0.34	1,276	1,196	1,118
1	1	1.00	538,461	384,615	0	33販売類似職業従事者	0	4	－	0	0	1,100
143	113	1.27	296,104	226,711	302,381	34営業職業従事者	2	15	0.13	0	0	1,340
528	**346**	**1.53**	**261,515**	**215,194**	**230,290**	**Eサービス職業従事者**	**906**	**300**	**3.02**	**1,528**	**1,251**	**1,142**
0	1	－	0	0	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	5	1	5.00	0	0	0
340	116	2.93	269,367	217,178	213,333	36介護サービス職業従事者	579	84	6.89	1,679	1,304	1,126
71	17	4.18	233,628	189,383	200,000	37保健医療サービス職業従事者	64	11	5.82	1,308	1,135	1,200
9	32	0.28	280,000	230,000	257,500	38生活衛生サービス職業従事者	15	11	1.36	1,076	1,076	1,192
31	70	0.44	245,957	206,339	240,000	39飲食物調理従事者	108	96	1.13	1,185	1,148	1,092
38	61	0.62	229,800	188,583	261,538	40接客・給仕職業従事者	91	47	1.94	1,243	1,153	1,185
3	14	0.21	226,300	226,300	250,000	41居住施設・ビル等管理人	1	13	0.08	1,459	1,397	1,167
36	35	1.03	264,517	235,333	211,429	42その他のサービス職業従事者	43	37	1.16	1,199	1,125	1,233
79	**40**	**1.98**	**261,318**	**233,427**	**208,182**	**F保安職業従事者**	**146**	**47**	**3.11**	**1,242**	**1,162**	**1,111**
0	0	－	0	0	0	43自衛官	0	0	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	44司法警察職員	0	0	－	0	0	0
79	40	1.98	261,318	233,427	208,182	45その他の保安職業従事者	146	47	3.11	1,242	1,162	1,111
8	**29**	**0.28**	**275,250**	**212,750**	**216,667**	**G農林漁業従事者**	**13**	**29**	**0.45**	**1,575**	**1,217**	**1,075**
8	27	0.30	275,250	212,750	216,667	46農業従事者	13	28	0.46	1,575	1,217	1,075
0	2	－	0	0	0	47林業従事者	0	1	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	48漁業従事者	0	0	－	0	0	0
797	**253**	**3.15**	**299,823**	**219,205**	**262,000**	**H生産工程従事者**	**69**	**70**	**0.99**	**1,530**	**1,166**	**1,283**
55	10	5.50	273,923	217,188	0	49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	0	0	－	0	0	0
70	13	5.38	274,120	237,050	260,000	50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	1	2	0.50	0	0	0
0	7	－	0	0	296,667	51機械組立設備制御・監視従事者	0	1	－	0	0	0
142	35	4.06	328,267	219,943	314,286	52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	26	5	5.20	2,025	1,220	1,200
86	50	1.72	259,026	215,897	222,857	53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	20	30	0.67	1,300	1,150	1,325
39	23	1.70	368,333	243,333	260,000	54機械組立従事者	3	7	0.43	1,300	1,100	0
301	41	7.34	296,924	214,498	309,000	55機械整備・修理従事者	10	6	1.67	1,135	1,135	1,500
32	6	5.33	302,252	213,720	275,000	56製品検査従事者（金属製品）	0	4	－	0	0	1,200
12	10	1.20	241,000	209,217	230,000	57製品検査従事者（金属製品を除く）	3	5	0.60	1,100	1,076	1,210
4	3	1.33	0	0	200,000	58機械検査従事者	0	0	－	0	0	0
56	55	1.02	383,050	237,700	235,714	59生産関連・生産類似作業従事者	6	10	0.60	1,300	1,160	0
381	**243**	**1.57**	**281,902**	**227,292**	**265,000**	**I輸送・機械運転従事者**	**150**	**76**	**1.97**	**1,288**	**1,210**	**1,140**
0	0	－	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	－	0	0	0
295	114	2.59	280,886	228,344	283,333	61自動車運転従事者	147	51	2.88	1,285	1,206	1,135
0	0	－	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	0	－	0	0	0
43	59	0.73	238,910	214,064	223,846	63その他の輸送従事者	0	11	－	0	0	1,133
43	70	0.61	320,159	228,927	267,500	64定置・建設機械運転従事者	3	14	0.21	1,350	1,300	1,200
864	**91**	**9.49**	**384,159**	**254,382**	**250,000**	**J建設・採掘従事者**	**25**	**14**	**1.79**	**1,639**	**1,184**	**1,500**
164	12	13.67	413,288	248,247	330,000	65建設躯体工事従事者	0	0	－	0	0	0
249	26	9.58	381,783	253,128	216,667	66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	20	5	4.00	1,785	1,178	0
196	23	8.52	380,152	254,091	250,000	67電気工事従事者	2	3	0.67	1,200	1,200	0
255	30	8.50	371,427	260,182	240,000	68土木作業従事者	3	6	0.50	0	0	1,500
0	0	－	0	0	0	69採掘従事者	0	0	－	0	0	0
305	**555**	**0.55**	**258,104**	**217,332**	**222,000**	**K運搬・清掃・包装等従事者**	**282**	**651**	**0.43**	**1,220**	**1,128**	**1,118**
153	190	0.81	257,789	216,058	243,333	70運搬従事者	22	75	0.29	1,275	1,144	1,139
38	86	0.44	278,150	229,207	178,182	71清掃従事者	91	170	0.54	1,199	1,116	1,096
19	12	1.58	234,000	209,000	200,000	72包装従事者	29	26	1.12	1,255	1,081	1,088
95	267	0.36	251,907	214,163	214,865	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	140	380	0.37	1,224	1,145	1,130

✤求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。 数値は常用（新規学卒、臨時・季節を除く）。
✤求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金（税込み）の平均値。